

令和5年度 市民税・道民税 均等割も所得割も課税されない方

1. 障がい者、未成年者、または、寡婦・ひとり親のいずれかに該当する方

合計所得金額が135万円以下

2. 控除対象配偶者及び扶養親族がいない方

合計所得金額が45万円以下

3. 控除対象配偶者または扶養親族がいる方(16歳未満の年少扶養親族を含みます)

{ 合計所得金額が35万円×(本人+控除対象配偶者+扶養親族の人数)+21万円+10万円 } 以下

例: 控除対象配偶者+扶養親族2名
(35万円×4)+21万円+10万円=171万円以下

●課税されない方の限度額早見表(限度額は市町村によって違います)

扶養親族の人数	いない	1人	2人	3人	4人	5人
合計所得金額	45万円	101万円	136万円	171万円	206万円	241万円

※「合計所得金額」とは、給与所得、公的年金等などの雑所得、配当所得、一時所得などの所得金額を合計した金額(純損失または雑損失等の繰越控除を適用する前の金額)のことをいいます。
※土地や建物等を買った譲渡所得など、他の所得と分離して課税される所得も含まれます。

所得金額の計算

【給与収入の場合】

単位 ; 円

給与収入の合計額	給与所得
~1,618,999	収入-550,000 (マイナスの場合は0)
1,619,000~1,619,999	1,069,000
1,620,000~1,621,999	1,070,000
1,622,000~1,623,999	1,072,000
1,624,000~1,627,999	1,074,000
1,628,000~1,799,999	(A×2.4)+100,000
1,800,000~3,599,999	(A×2.8)-80,000

※A = 収入 ÷ 4(千円未満切り捨て)

【公的年金等の場合】

単位 ; 円

公的年金等収入の合計額	雑所得
(昭和33年1月2日以降生まれの方)	
~1,299,999	収入-600,000 (マイナスの場合は0)
1,300,000~4,099,999	(収入×0.75)-275,000
(昭和33年1月1日以前生まれの方)	
~3,299,999	収入-1,100,000 (マイナスの場合は0)
3,300,000~4,099,999	(収入×0.75)-275,000

給与所得金額の計算例

給与収入の合計額 1,980,456円

1,980,456円 ÷ 4 = 495,114円

495,000円(千円未満切り捨て) × 2.8 - 80,000円 = 1,306,000円(所得金額)

※上記の速算表は、「公的年金等にかかる雑所得」以外の合計所得金額が1,000万円以下の方が対象

お問い合わせ先 江別市総務部財務室市民税課 電話011-381-1012(直通)